

## 柔軟性のある道路構造令のあり方検討委員会

### 設立趣旨

道路構造令は、道路の安全性、円滑性を確保する等の観点から、最小限保持すべき基準として定められている政令であるが、一方で、規定が画一的であり、歩行者が疎らな地域における両側歩道の存在など、過大な道路整備の原因になっているとの指摘も多い。

言うまでもなく、道路の構造基準は、安全性、円滑性の確保と同時に、様々な地域の状況に対しても柔軟に対応できるものであるべきであり、画一的、あるいは過大であるとの批判に対しては、地域の実情に柔軟に対応できる道路構造令のあり方を検討し、見直すべきはしっかりと見直すことが必要である。

他方、道路構造令においても、地域の状況に対応するための一定の配慮はなされており、緩和規定や特例規定が数多く設けられているのも事実である。そのため、道路構造令に対する批判の原因は、一概に規定のみに求められるものではなく、むしろ運用面に課題がある可能性もあると考えられる。したがって、見直しにあたっては、徹底的な実態調査に基づき、規定面・運用面に渡って改善策を検討する必要がある。

本検討委員会は、上記のような背景から、全ての地方自治体を対象とした実態調査を行い、道路構造令に関する地域から見た課題を把握した上で、規定面、運用面を問わない必要な改善策の方向性をとりまとめることを目的として、設立するものである。